

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>(拡声機騒音の規制区域)</p> <p>第56条 条例第61条第2項に規定する規則で定める区域は、次に掲げる施設の敷地の周囲50メートル以内の区域とする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校並びに同法第134条に規定する各種学校のうち川崎朝鮮初中級学校及び南武朝鮮初級学校</p> <p>(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第37条に規定する乳児院及び同法第39条第1項に規定する保育所</p> <p>(3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの</p> <p>(4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館</p> <p>(5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホーム</p> <p><u>(6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園</u></p>	<p>(拡声機騒音の規制区域)</p> <p>第56条 条例第61条第2項に規定する規則で定める区域は、次に掲げる施設の敷地の周囲50メートル以内の区域とする。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校並びに同法第134条に規定する各種学校のうち川崎朝鮮初中級学校及び南武朝鮮初級学校</p> <p>(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第37条に規定する乳児院及び同法第39条第1項に規定する保育所</p> <p>(3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの</p> <p>(4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館</p> <p>(5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホーム</p> <p>—</p>